

臨時特別給付金

子育て世帯向けに先行給付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援するために給付金を支給します。子ども一人当たり10万円相当給付のうち、5万円を現金振り込みで先行給付します。



- 0～15歳の児童手当受給世帯（特例給付を受給している世帯は対象外）

支給要件 (どちらかに該当する方)	申請	入金日
9月分(10月給付)の児童手当を受給している世帯	申請不要。12月中旬に入金の案内を送付	12月23日(木)予定
9月1日から令和4年3月31日までに出生した子どもがいる世帯	・児童手当の請求認定済みの方は、申請不要。順次入金の案内を送付 ・請求認定が終わっていない方は、終わり次第案内を送付	児童手当請求認定を確認次第、順次

※市内在住の公務員世帯は申請が必要。申請書は1月中旬に発送予定です。

◎平成15年4月2日から18年4月1日に生まれた子ども(高校生相当年齢)を養育している世帯は申請が必要。申請書は1月中旬に発送予定です。

☎ 子育て支援課 ☎ 内線 1344 (12月19日まで)

12月20日に臨時特別給付対策室を設置します

今後予定されている子育て世帯向けのクーポン配布や、高校生相当年齢の子どもを養育している世帯向けの給付・生活困窮世帯への支援を目的とした給付のため、臨時特別給付対策室を設置します。

- 生活困窮世帯への給付など、詳細は決まり次第お知らせします。

☎ 臨時特別給付対策室 ☎ 内線 1940 (12月20日以降)

市民意見公募 (パブリックコメント)

☎ ふじしろ図書館 ☎ 70-8181

取手市子ども読書活動推進計画第3次(案)

市教育委員会は、市・家庭・地域・学校・関係機関などが連携し、子どもたちの読書活動を充実させるために「取手市子ども読書活動推進計画第3次」の策定を進めています。計画期間は令和4～8年度の5年間です。

- 募集期間** 12月15日(水)～令和4年1月15日(土)
- 閲覧場所** 取手図書館、ふじしろ図書館、市民協働課、藤代総合窓口課、取手支所、取手駅前窓口、各公民館、市・図書館ホームページ
- 提出方法** 住所、氏名、連絡先を記入し、次のいずれかの方法で
- ▶ 直接：ふじしろ図書館へ持参(図書館開館日のみ)
 - ▶ 郵送：〒300-1512 藤代415 ふじしろ図書館宛 ※消印有効
 - ▶ ファクス：70-8182
 - ▶ 電子メール：fujishiro@toride-toshokan.jp

情報公開・個人情報保護条例 令和2年度実施状況を公表します

☎ 情報管理課 ☎ 内線 1151

令和2年度 請求決定状況

情報公開条例		個人情報保護条例	
請求	78 ※	請求	19 ※
決定	89	訂正請求	2
		決定	21

※取り下げの3件を除く

※取り下げの1件を除く



1件の開示請求書に対して実施機関が複数となるものがあるため、請求件数と決定件数は必ずしも一致しません。

審査請求の状況

開示請求者は行政不服審査法に基づき、審査請求書の提出により審査請求をすることができます。情報公開条例および個人情報保護条例の規定に基づく決定(処分)に関して、令和2年度中に受理した審査請求書は1件でした。

開示請求の処理状況(単位:件)

①情報公開条例、②個人情報保護条例

実施機関	決定の件数		決定の内訳							
			全部開示		部分開示		不開示		訂正	
	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②
市長	36	21	8	16	21	3	7	-	-	2
教育委員会	51	-	8	-	26	-	17	-	-	-
選挙管理委員会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
監査委員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農業委員会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
固定資産評価審査委員会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防長	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-
議会	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
合計	89	21	16	16	48	3	25	-	-	2

▶ 情報公開制度とは

情報公開条例に基づき、情報開示請求で市が保有する情報の公開を求めることができる制度です。情報開示請求のあった情報は公開することが原則ですが、個人情報や法令などの定めによって開示できないものもあります。

▶ 個人情報保護制度とは

個人情報保護条例に基づき、市が保有する個人情報の保護に関し基本的事項を定め、適正な管理執行を図る制度です。自己に関する情報の開示や訂正、利用中止を請求することができますが、開示ができないものもあります。



動物愛護から動物福祉の推進へ



取手市長

藤井信吾

11月5日の新聞に、長野県松本市で劣悪な環境のもとで千匹を超える犬を販売目的で取り扱っていた業者が、動物愛護法違反(虐待)容疑で逮捕された、との記事が掲載されました。記事が掲載される直前の日曜日に、私は取手市動物愛護協議会が主催する動物愛護講演会に出席して、講師の杉本彩氏(女優、(公財)動物環境・福祉協会EVA理事長)のお話を聞きました。その中で、ペット業界における悪徳業者の暗躍について、最も悲惨な事例を写真付きで紹介していただいたのですが、新聞はまさにその当事者が逮捕されたことを知らせるものでした。

杉本氏の主張は極めて明確で、「私たちは家族のように心を通じ合わせる大事な存在としてペットを育て、その

ペットに癒されたり、励まされたりするが、ペットを巡るさまざまな環境も視野に入れて、『動物愛護』から『動物福祉』の向上を目指さなければならない」ということです。

かつて茨城県は犬の殺処分件数が全国ワーストの記録がありましたが、平成28年に「茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例」を公布し、飼い主への啓発や動物愛護団体との協力などを進めてきました。令和元年度には譲渡適性があると判断される犬猫の殺処分ゼロを実現し、2年度も継続できました。取手市でも平成29年に動物愛護協議会を設置して以降、動物愛護に関する啓発活動を行ったり、飼い主のいない猫に避妊・去勢手術を実施し、無秩序な繁殖に歯止めをかける地域猫活動支

援事業を行っています。また、動物愛護団体と連携し、猫の多頭飼育崩壊への対応についても行ってきました。

杉本氏は、講演の締めくくりで、足の障害のため歩くことさえままならず、また小脳の機能障害で絶えず頭を振り続けていた猫を迎え入れたお話をされました。杉本氏はその猫をさくらと名付け、2年半の間お世話されたそうです。どんな環境に置かれても、最後の最後まで生を受け入れて前に進むさくらの姿に杉本氏はたくさんの勇気と希望をもらったとのことでした。その話をされた時、会場が深い感動に包み込まれたのを私は肌で感じました。

動物にも、感情と心があります。人と動物が共に幸せを体感できる社会でありたいと思います。